

| | |
|-----------------------------------|------|
| 令和2年9月11日 | 資料 1 |
| 第10回要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議 | |

「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」の改正（案）について

令和2年9月11日
厚生労働省老健局老人保健課

「ガイドライン」の主な改正内容

令和2年10月1日に施行される改正介護保険法にて、介護保険総合データベースシステムに格納されたデータは、法律のもとに第三者提供が行われることになる。

令和2年3月12日および6月17日に開催された第8回および第9回要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関する有識者会議において「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」の改正について議論した内容を踏まえガイドラインを改正することとした。

改正の主な内容は次のとおりである。

1. ガイドラインの名称を「匿名要介護認定情報・匿名介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」とする。

2. 用語の定義では、以下の用語を修正する。

要介護認定情報→匿名要介護認定情報 介護レセプト等情報→匿名介護レセプト等情報

要介護認定情報等→匿名要介護認定情報等 提供依頼申出者→担当者

利用者→取扱者 有識者会議→匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会

加えて、提供申出者・代理人・提供申出書・利用者・中間生成物・最終生成物・成果物を新設し、所属機関を廃止する。

3. 提供申出にあたって以下の仕様とする。

- 取扱者は、匿名要介護認定情報等を扱う個人
- 提供申出者は、匿名要介護認定情報等の提供を依頼しようとする機関および団体
- 利用者は、匿名要介護認定情報等の提供を受けた提供申出者
- 取扱者になることを希望する者は、提供申出者の承認を受けること
- 提供申出者は、証明書(登記事項証明等)を提出すること
- 以上を踏まえた上で、専門委員会にて審査を実施

用語の定義（案）

令和2年3月12日

第8回要介護認定情報・介護レセプト等
情報の提供に関する有識者会議

資料2
一部改変

| カテゴリ | 新 | 旧 | 案文 | 理由 |
|------------------|------------------------|-----------|--|---|
| 格納情報について | 匿名要介護認定情報 | 要介護認定情報 | 本ガイドラインにおいて本ガイドラインにおいて「匿名要介護認定情報」とは、法第118条の2第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働省が収集及び管理し、法第118条の3第1項の規定に基づき匿名化した上で提供する被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況に関する情報をいう。 | 法改正により利用できるデータは省令の規定の基づいて匿名化することが明確化され、それに伴いガイドライン上も明確化するため。 |
| | 匿名介護レセプト等情報 | 介護レセプト等情報 | 本ガイドラインにおいて「匿名介護レセプト等情報」とは、法第118条の2第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働省が収集及び管理し、法第118条の3第1項の規定に基づき匿名化した上で提供する介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況に関する情報をいう。 | 同上 |
| | 匿名要介護認定情報等 | 要介護認定情報等 | 本ガイドラインにおいて「匿名要介護認定情報等」とは、2の「匿名要介護認定情報」及び3の「匿名介護レセプト等情報」をいう（2の「匿名要介護認定情報」及び3の「匿名介護レセプト等情報」を集計処理した情報を含む）。 | 同上 |
| 提供申出に関わる内容について | 提供申出者 | （新設） | 本ガイドラインにおいて「提供申出者」とは、第118条の3の規定に基づき、厚生労働大臣に匿名要介護情報等の提供を依頼しようとする者をいう。 | 法改正により、法第118条の3第1項において匿名介護保険等関連情報の提供を受ける者は、同項各号の機関及び団体等になるため。 |
| | 担当者 | 提供依頼申出者 | 本ガイドラインにおいて「担当者」とは、提供申出書に記載される、実際に提供申出を担当する者をいう。 | 提供申出者の定義と区分するため、実際に提供申出を行う者（個人）を定義づけるため。 |
| | 代理人 | （新設） | 本ガイドラインにおいて「代理人」とは、介保則第140条の72第9項第5号の規定に基づき、提供申出書に記載された、代理で提供申出をする者をいう。 | 提供申出を代理で行う者（個人）を定義づけるため。 |
| | 提供申出書 | （新設） | 本ガイドラインにおいて「提供申出書」とは介保則第140条の72第9項の規定に基づき、必要な事項を記載した書類をいう。 | 提供申出のための書類を定義づけるため。 |
| | 利用者 | （新設） | 本ガイドラインにおいて「利用者」とは、匿名要介護認定情報等の提供を受けた提供申出者をいう。 | 依頼しようとするもの（機関および団体等）と、提供を受けたものを区別するため。 |
| | 取扱者 | 利用者 | 本ガイドラインにおいて「取扱者」とは、介保則第140条の72第9項第6号の規定に基づき、提供申出書に記載された、実際に匿名レセプト情報等を取り扱う者をいう。 | 法改正により、介護保険法第118条の3において匿名介護保険等関連情報利用者は、機関及び団体等であり、それらと区別する必要があるため。 |
| | 匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会 | 有識者会議 | 本ガイドラインにおいて「匿名要介護認定情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）とは、社会保障審議会医療保険部会の下に設けた、合議により匿名要介護認定情報等の提供の可否について厚生労働大臣へ意見を述べる、有識者から構成される委員会をいう。 | 法改正により、介護保険法第118条の3第3項において、データを提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない、とされたため。 |
| 公表物の確認における定義の明確化 | 中間生成物 | （新設） | 本ガイドラインにおいて「中間生成物」とは、匿名要介護認定情報等を提供したのち取扱者が生成したものであって、最終生成物や成果物以外のものをいう。なお「中間生成物」については、「取扱者」以外に公表することを禁じる。 | 公表前に公表を予定する研究の成果について任意の様式で厚生労働省へ報告することになっているが、その際の使用の用語の定義が不明確なため。 |
| | 最終生成物 | （新設） | 本ガイドラインにおいて「最終生成物」とは、匿名要介護認定情報等を提供したのち取扱者が最終的に生成したものであって、厚生労働省による公表前の事前の確認を受けていないものすべてをいう。なお「最終生成物」についても、「取扱者」以外に公表することを禁じる。 | |
| | 成果物 | （新設） | 本ガイドラインにおいて「成果物」とは、第12に基づいて厚生労働省が承認したものをいう。 ※第12は現行と同じく「提供申出者による研究成果等の公表」になる予定。 | |

「ガイドライン」の主な改正内容

4. 第6 4 (4) ③「要介護認定情報等の利用に際し具備すべき条件」を「匿名要介護認定情報等の利用に際し講じなければならない安全管理措置」とした上で、以下の5項目に分けて規定する。
 - ・ 組織的安全管理措置
 - ・ 人的安全管理措置
 - ・ 物理的安全管理措置
 - ・ 技術的安全管理措置
 - ・ 情報及び情報機器の持ち出しについて
5. 手数料の積算、免除、納付規定を新設する。(調整中)
6. 何らかの研究成果公表後、原則として3ヶ月以内に厚生労働省へ実績報告を求める。(公表審査は従前通り必要)
7. 匿名要介護認定情報等の利用終了後に厚生労働省に提出するデータ措置報告書は、利用場所ごとに求める。
8. 研究成果等の公表における最小集計単位の取り扱いについて、「0」は公表可とする。
9. 匿名レセプト情報等を連結して利用する場合は、別項目で規定を置く。